

について自ら評価を行う明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る業務の結果を明らかにした報告書にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限り。

- イ 中期目標及び中期計画の実施状況
- ロ 当該期間における業務運営の状況
- ハ 当該業務に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値（当該業務に係る指標が設定されている場合に限る。）
- ニ 当該期間における毎年度の当該業務に係る財務情報及び人員に関する情報
- 二 次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該業務が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。）
- イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由
- ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策

ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

機構は、前項に規定する報告書を厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

2 機構は、前項に規定する報告書を厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第六条 独立行政法人水資源機構法施行令（次条において「機構法施行令」という。）第四条の厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - 二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができないものでなければならない。

（主務大臣）

第七条 機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

印旛沼開発事業		印旛沼開発施設	
利根導水路建設事業	利根大堰	産業大臣	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
	利根大堰	農林水産大臣及び国土交通大臣	
	合口連絡水路	農林水産大臣	
	武蔵水路（大分水工から上星川伏越までの区間に限る。）	国土交通大臣	
	秋ヶ瀬取水堰	厚生労働大臣及び経済産業大臣	
	朝霞水路	厚生労働大臣	

群馬用水事業	群馬用水施設	厚生労働大臣及び農林水産大臣
北総東部用水事業	北総東部用水施設	農林水産大臣
房総導水路建設事業	房総導水路（両総用水共用施設に限る。）	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
	房総導水路（両総用水共用施設を除く。）	厚生労働大臣及び経済産業大臣
成田用水事業	成田用水施設	農林水産大臣
東総用水事業	東総用水施設	厚生労働大臣及び農林水産大臣
朝霞水路改築事業	朝霞水路	厚生労働大臣
埼玉合口二期事業	埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間に限る。）	厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣
	埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間を除く。）	厚生労働大臣及び農林水産大臣
霞ヶ浦用水事業	霞ヶ浦用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
利根中央用水事業	合口連絡水路	農林水産大臣
利根大堰施設緊急改築事業	葛西用水路	農林水産大臣
	利根大堰	農林水産大臣及び国土交通大臣
武蔵水路改築事業	合口連絡水路	農林水産大臣
	武蔵水路（大分水工から上星川伏越までの区間に限る。）	国土交通大臣
印旛沼開発施設緊急改築事業	印旛沼開発施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
群馬用水施設緊急改築事業	群馬用水施設	厚生労働大臣及び農林水産大臣
群馬用水緊急改築事業	群馬用水施設	厚生労働大臣及び農林水産大臣
利根導水路大規模地震対策事業	利根導水路大規模地震対策事業の対象である施設（利根大堰に限る。）	農林水産大臣及び国土交通大臣
震対策事業	利根導水路大規模地震対策事業の対象である施設（埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間に限る。）に限る。）	厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣
	利根導水路大規模地震対策事業の対象である施設（埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間を除く。）に限る。）	厚生労働大臣及び農林水産大臣
	利根導水路大規模地震対策事業の対象である施設（秋ヶ瀬取水堰に限る。）	厚生労働大臣及び経済産業大臣
	利根導水路（朝霞水路に限る。）	厚生労働大臣
房総導水路施設緊急改築事業	房総導水路（両総用水共用施設を除く。）	厚生労働大臣及び経済産業大臣
成田用水施設改築事業	成田用水施設改築事業の対象である施設	農林水産大臣

豊川用水施設緊急改築事業	豊川用水緊急改築施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
豊川総合用水事業	豊川総合用水施設	厚生労働大臣及び農林水産大臣
豊川用水二期事業	豊川用水二期事業の対象である施設（指定工事（機構法施行令第三十四条第四項第二号に規定する指定工事をいう。以下この項において同じ。）に係るものを除く。）	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
木曾川総合用水事業	豊川用水二期施設（指定工事に係るものに限る。）	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
三重用水事業	木曾川用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
愛知用水二期事業	三重用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
長良導水事業	愛知用水二期施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
木曾川用水施設緊急改築事業	長良導水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
木曾川右岸施設緊急改築事業	木曾川用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
木曾川右岸緊急改築事業	木曾川右岸施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
愛知用水三好支線水愛知用水二期施設（三好支線水路に限る。）	木曾川右岸緊急改築事業	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
路緊急対策事業	木曾川用水濃尾第二施設改築事業の对象である施設	農林水産大臣
木曾川用水濃尾第二施設改築事業	木曾川用水濃尾第二施設改築事業の对象である施設	農林水産大臣
長柄可動堰改築事業	淀川大堰	国土交通大臣
正蓮寺川利水事業	正蓮寺川分水施設	厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
室生ダム建設事業	工業用水導水施設	厚生労働大臣及び経済産業大臣
香川用水事業	初瀬水路	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
高知分水事業	香川用水施設	厚生労働大臣及び経済産業大臣
香川用水施設緊急改築事業	高知分水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
香川用水施設緊急対策事業	香川用水施設緊急対策事業の対象である施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
吉野川下流域用水事業	吉野川下流域用水事業の対象である施設	農林水産大臣
両筑平野用水事業	両筑平野用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
福岡導水事業	福岡導水施設	厚生労働大臣
筑後川下流用水事業	福岡導水施設	農林水産大臣

両筑平野用水二期事業	両筑平野用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
福岡導水施設地震対策事業	福岡導水施設地震対策事業の対象である施設	厚生労働大臣
筑後川下流用水水総合施設	筑後川下流用水水総合施設	農林水産大臣
附則	ある施設	
（施行期日）		
第一条 この省令は、公布の日から施行する。		
（業務方法書に記載すべき事項の特例）		
第二条 機構法附則第四条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第一条各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を業務方法書に記載するものとする。		
一 機構法附則第四条第一項第一号に規定する業務に関する事項		
二 機構法附則第四条第二号に規定する業務に関する事項		
附則（平成一十七年三月二九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第四号）	この省令は、平成一十七年四月一日から施行する。	
附則（平成一十七年五月二日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第八号）	この省令は、公布の日から施行する。	
附則（平成一十八年三月二八日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）	この省令は、平成一十八年四月一日から施行する。	
附則（平成一九年三月二六日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）	この省令は、平成一九年四月一日から施行する。	
附則（平成二〇年九月三〇日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）	この省令は、公布の日から施行する。	
附則（平成二二年一月二三日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）	この省令は、公布の日から施行する。ただし、第八条の表印旛招開発施設緊急改築事業の項及び香川用水施設緊急改築事業の項の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。	
附則（平成二二年四月二日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）	この省令は、公布の日から施行する。	
附則（平成二二年三月二六日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）	この省令は、平成二二年四月一日から施行する。	
附則（平成二四年三月二九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）	この省令は、平成二四年四月一日から施行する。	
附則（平成二六年一〇月一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）	この省令は、公布の日から施行する。	
附則（平成二七年三月二四日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）	この省令は、平成二七年四月一日から施行する。	
附則（平成二七年三月三十一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）	（施行期日）	
1 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。		
（業務実績報告書に係る経過措置）		
2 改正法附則第八条第一項の規定により改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令第五条第一項の規定の適用については、同項中「当該事業年度における業務の実績（当該項目が通則法」とあるのは「当該事業年度における業務の実績（当該項目が独立行政法人通則法の一部を		

改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下「旧通則法」という。）と、「第二十九条第二項第二号」とあるのは「第二十九条第二項第三号」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「結果（当該項目が通則法」とあるのは「結果（当該項目が旧通則法」と、「期間における業務の実績（当該項目が通則法」とあるのは「期間における業務の実績（当該項目が旧通則法」とする。

附 則（平成二十七年七月二十七日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第五号）この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年六月一四日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）この省令は、平成三〇年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年四月二七日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年八月二二日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年八月二四日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第四号）この省令は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行の日（平成三十年八月三十一日）から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）この省令は、平成三一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年五月二二日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二二日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年五月一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月二六日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二五日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年九月一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月三〇日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第七条の表筑後川下流水総合対策事業の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年六月三〇日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年一二月二七日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）この省令は、公布の日から施行する。